

千葉基礎セミナー講義ノート

2003年11月25日：レインメーカー事件第2回

問題
地震によって石油ストーブが転倒したために発生した火災で、Xは所有する家屋を失った。Xは、Yと火災保険契約を締結していたため、保険金の支払いを請求した。ところが、Yは、普通火災保険約款には、地震によっておこる火災について責任を負わない旨の免責条項があるとして、保険金の支払いを拒絶した。保険契約を締結する際に、XはYから火災保険についてのパンフレットを受け取っていたが、約款自体は契約後、保険契約証書とともにYから送付されただけで、このような条項があることは知らなかった。Xの請求は認められるか。

被告	原告
----	----

<p>前回の課題 パンフレットに何も書いていないのに、相手を説得できるか？地震免責に同意していない相手方に対して、今の主張だけで相手をやっつけることができるのか？</p>	<p>パンフレットにもし記載があったとしたら、それでも保険金を請求できるか？</p>
--	--

	<p>地震免責の条項の内容については問題なしとしているのか？</p>
--	------------------------------------

	<p>問題なしでよい</p>
--	----------------

司会による対立点の整理
きちんと説明をしたかしていないかについて、被告はした、原告はしていないという。
地震免責については、被告が同意しているとし、原告は同意していないという。
パンフレットで地震免責条項に触れていないことについて、被告は約款に書いてあればいいとし、原告はパンフレットに書いていないので契約内容にならないという。

(対立点は？)
 (1) 契約の内容について、きちんとした説明をしたかしなかったか。原告は説明がなかった、被告はきちんと説明した、と主張している。
 (2) 地震免責の条項について、同意したのか、していないのか。原告は同意していないと主張し、被告は同意したと見なせる状態であったと主張している。
 (3) パンフレットで地震免責について触れていないことについて問題がないかどうか。原告は触れていないのは黙っているのでよくない、被告は嘘をついているわけではないのでよい、と主張する。

司会の質問
もう1つの対立点・・・
地震免責条項などについて、説明義務があるかどうか、その義務を果たしているかどうか、両者はどう考えているのか？原告側は説明義務があると主張していた。被告側は説明義務があると考えているのか？あるとして義務を果たしたと考えているのか？

<p>回答 契約内容について、相手が理解したかどうか確認する手段がなく、契約時に一つ一つ相手が理解したかを確認すると膨大な時間がかかってしまう。これはお互いにとって不利益であるから、契約時に説明することは不可能であるけれども、契約の後にすべてを記した約款を送ったことにより、義務を果たしている。</p> <p>契約時にすべてを確認することは不可能であるので、義務とはいえない。しかし、契約後にすべてを記した約款を送付したことにより、その必要性はカバーできている。</p>	
--	--

	<p>司会からの 今の被告側の主張に対して反論があるか？</p>
--	--------------------------------------

質問		
回答		<p>被告はすべてを契約時に確認することは不可能であると主張しているが、免責事項は一番最初に説明しなければならないのではないかと？なぜなら免責条項は企業が得することであり、逆に言えば原告側が損をするのであるから、最初に説明してもらわなければ困る。</p> <p>契約が成立した後に、約款を一方向的に送りつけてきて、「カバーする」というのは意味がよくわからない。</p>
司会からの質問	<p>「カバーする」の意味は？</p>	
回答	<p>契約時に説明し切れていなかったことの補足の説明をするという意味で、「カバーする」を使っている。</p> <p>約款を送ったのに内容を知らないと言われても困る。</p>	
司会からの質問	<p>契約時に約款を提示する義務はなかったのか？</p> <p>契約後に約款を送ることにより義務を果たしたと言えるのか？</p>	
千葉質問		<p>約款を使って、契約を締結するということを行ったのか？</p> <p>約款の存在を知らなくても、約款にどのようなことが書かれているか知らなくても、約款により契約を認めなければならないのか？もし約款を使わずに契約をするとするとどういう状態になるのか？</p>
回答		<p>約款を提示する側から言えば、相手方がたくさんいるので、一人一人と異なる内容で契約すると、契約内容が複雑になり、処理するのが大変になる。そして、コストがかさみ、利用者に負担がかかることになる。</p> <p>運送契約の場合を考えればわかるように、契約内容は、相手方が誰であろうとさほど変わらない。保険契約は確かに多くの種類があるが、たとえば火災保険だけであれば、さほど変わらない。</p>
千葉ヒント	<p>原告側は重要な事項だから最初に説明してくれと言いが、被告側は説明する事項をどのように考えるか？説明をしなかったらどういう影響（権利・義務）があるのか？契約以外の方法？謝る？</p>	<p>地震免責条項自体について問題はないのか？</p> <p>火災保険契約に地震免責条項がなぜ入っているのか？</p>